

各務原市市政情報コーナー運営要綱

(平成14年3月29日決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、行政資料の閲覧及び写しの交付並びに市政情報の総合的情報提供窓口として各務原市市政情報コーナー（以下「市政情報コーナー」という。）を設置することについて必要な事項を定める。

(位置)

第2条 市政情報コーナーの位置は、各務原市役所2階とする。

(業務)

第3条 市政情報コーナーの業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 行政資料の収集、整理及び保管に関すること。
- (2) 行政資料の閲覧に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか総合的な情報提供に関すること。

(業務時間等)

第4条 市政情報コーナーの業務時間は、執務時間とする。

- 2 市政情報コーナーの休日は、各務原市の休日を定める条例（平成3年条例第6号）第1条に規定する休日とする。

(管理)

第5条 市政情報コーナーは、企画総務部総務課長が管理運営する。

- 2 企画総務部総務課長は、市政情報コーナーの利用者が次に掲げる行為を行い、又は行うおそれがあるときは、市政情報コーナーの利用を中止させ、又は禁止することができる。
 - (1) 公文書及び行政資料を汚損し、又は破損すること。
 - (2) 騒音等を発するなど他の利用者の利用を妨げること。
 - (3) その他この要綱の規定及び関係職員の指示に従わないこと。

(複写)

第6条 利用者は、市政情報コーナーの行政資料の複写をすることができる。

- 2 前項の規定による行政資料の複写に係る費用は、1面10円とし、利用者の負担とする。
- 3 前項の規定は、市政情報コーナーの行政資料のほか、公表を目的とした行政資料の複写に係る費用について準用する。

(貸出)

第7条 行政資料の貸出は、行わない。ただし、企画総務部総務課長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市政情報コーナーの運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年4月1日決裁)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月26日決裁)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年9月16日決裁)

この要綱は、令和3年9月21日から施行する。